

法人税 R4 令和 3 年度税制改正追加対応版(Ver.21.20/21.2.e3)のリリース

法人税 R4 令和 3 年度税制改正追加対応版(Ver. 21. 20)、および Ver. 21. 2 用の電子申告用プログラム Ver. 21. 2. e3 のリリースについてご連絡いたします。

以下の内容は変更される可能性があります。あらかじめご了承ください。

1. 発行プログラムと対象バージョン
2. リリース時期 (予定)
3. 税制改正の対応内容 (予定)
4. グループ通算制度に関する法人税 R4 の対応方針について

1. 発行プログラムと対象バージョン

システム名	リリースバージョン	データ移行対象バージョン	保守加入対象バージョン
法人税 R4	Ver. 21. 20	令和3年度版 Ver. 21. 10以降 令和2年度版 Ver. 20. 10以降	Ver. 21. 10以降

※ライセンスが変更になります。21.2用のライセンスが必要です。

※R4 シリーズのアプリケーションを初めてセットアップする際、E i ボードが自動でセットアップされます。

※ネットワーク環境でご利用の場合は、別途 [ネットワーク基本ライセンスサーバー版] および接続端末台数分の [ネットワーク基本ライセンス クライアント版] が必要です。アプリケーションは同時接続数ライセンス仕様となります。

※E i ボードは Ver. 20. 20 以上が必要です。

2. リリース時期 (予定)

2-1. E i ボードダウンロードマネージャーの公開

2021 年 7 月 19 日 (月)

2-2. マイページのダウンロード公開

2021 年 7 月 19 日 (月)

2-3. オプションの CD 保守契約 CD 送付開始日

2021 年 7 月 29 日（木）

※令和 2 年度版（Ver. 20. 40）のセットアッププログラムも収録します。

2-4. 法人税 R4 Ver. 21. 2 用の電子申告プログラムについて

Ver. 21. 2 用の法人税 R4 電子申告プログラム（Ver. 21. 2. e3）の提供時期は、法人税 R4 システム本体のダウンロード公開と同日となります。（7 月 19 日公開予定）

法人税 R4 Ver. 21. 2 用の電子申告プログラムの留意事項

- Ver. 21. 2. e3 での電子申告ファイルの出力対象について

電子申告ファイル出力対象の帳票は、前バージョンの Ver21. 1. e1、Ver21. 1. e2 から変更はありません。

※ Ver. 21. 2 で対応予定の別表六関係等の帳票が電子申告の受付対象となるのは、例年 9 月下旬頃です。

- 令和 3 年 4 月 1 日以後開始事業年度での地方税電子申告の制限について

令和 3 年 4 月 1 日以後開始事業年度の法人データの場合、法人税 R4 Ver. 21. 2(21. 2. e3)では地方税の電子申告はできません。Ver. 21. 3(21. 3. e4)で対応します。（9 月下旬予定）

期間短縮等により該当する法人データの電子申告(地方税)は、PCdesk をご利用ください。

3. 税制改正の対応内容（予定）

3-1. 法人税別表の変更

以下の別表の様式対応を予定しています。

標準別表

別表六(六)	別表六(六)付表	別表六(七)
別表六(八)	別表六(九)	別表六(十二) (旧「別表六(十一)」)
別表六(十三)	別表六(十四)	別表六(十九)
別表六(二十)	別表六(二十) 付表	別表六(二十二)
別表六(二十三)	別表六(二十四)	別表六(二十五)
別表六(三十五) (旧「別表六(三十一)」)		

EXCEL ファイルによる帳票提供について（期間限定）

（関連インフォメーション：「21XA007 法人税 R4 令和 3 年度税制改正対応版 (Ver. 21. 10) のリリース」）

Ver. 21. 20 リリースまでの措置として、今回対応する別表六関係の標準別表の EXCEL ファイルを法人税 R4 の「関連帳票」のページ（法人税 R4 R03 のサポートページ→関連帳票）にて公開しています。

Ver. 21. 20 リリースまでの期間限定の公開になります。（7 月末まで公開予定）

EXCEL ファイルで作成した別表六は、PDF ファイル形式で保存し、電子申告 R4 で添付ファイル追加して提出することが可能です。

拡張別表

別表六(二)付表二	別表六(五)	別表六(十五)
別表六(十六)	別表六(十七)	別表六(十八)
別表六(三十) (旧「別表六(二十七)」)	別表六(三十一) (旧「別表六(二十八)」)	別表六(三十三) (旧「別表六(二十九)」)
別表六(三十六) (旧「別表六(三十二)」)	別表七(一)付表二	別表十(三)
別表十(六)	別表十二(三) (旧「別表十二(二)」)	別表十二(四) (旧「別表十二(三)」)
別表十二(五) (旧「別表十二(四)」)	別表十二(七) (旧「別表十二(六)」)	別表十二(八) (旧「別表十二(七)」)
別表十二(九) (旧「別表十二(八)」)	別表十二(十一) (旧「別表十二(十)」)	別表十二(十二) (旧「別表十二(十一)」)
別表十二(十三) (旧「別表十二(十二)」)	別表十二(十四) (旧「別表十二(十三)」)	別表十二(十五) (旧「別表十二(十四)」)
別表十二(十六) (旧「別表十二(十五)」)	別表十二(十七) (旧「別表十二(十六)」)	別表十二(十八) (旧「別表十二(十七)」)
別表十二(十九) (旧「別表十二(十八)」)	別表十七(一)	別表十七(一)付表
別表十七(二) (旧「別表十七(二の四)」)	別表十七(二の二) (旧「別表十七(二の五)」)	別表十七(二の二)付表三
別表十七(三) (旧「別表十七(三の七)」)	別表十七(三)付表一 (旧「別表十七(三の七)付表一」)	別表十七(三)付表二 (旧「別表十七(三の七)付表二」)
別表十七(三の二) (旧「別表十七(三の八)」)	別表十七(三の三) (旧「別表十七(三の九)」)	別表十七(三の三)付表 (旧「別表十七(三の九)付表」)
別表十七(三の四) (旧「別表十七(三の十)」)	別表十七(三の四)付表 (旧「別表十七(三の十)付表」)	別表十七(三の五) (旧「別表十七(三の十一)」)

別表十七(三の六) (旧 「別表十七(三の十二)」)	別表十七(三の六)付表 (旧 「別表十七(三の十二)付表」)	別表十七(三の七)付表一 (旧 「別表十七(三の四)付表一」)
別表十七(三の七)付表二 (旧 「別表十七(三の四)付表二」)	別表十七(三の八) (旧 「別表十七(三の五)」)	別表十七(三の九) (旧 「別表十七(三の十三)」)

3-2. 新規追加別表

以下の別表の様式対応を予定しています。

標準別表

別表六(十一)	試験研究を行った場合の法人税額の特別控除における基準年度比売上金額減少割合及び基準年度試験研究費の額の計算に関する明細書
別表六(二十七)	給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
別表六(二十八)	中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

3-3. 削除別表

以下の別表の削除対応を予定しています。

拡張別表

別表十七(二)	関連者等に係る支払利子等の損金不算入の適用除外に関する明細書
別表十七(二の二)	関連者等に係る支払利子等の損金不算入に関する明細書
別表十七(二の二)付表一	関連者支払利子等の額の合計額の計算に関する明細書
別表十七(三)	特定外国子会社等に係る課税対象金額又は個別課税対象金額の計算に関する明細書
別表十七(三)付表一	特定外国子会社等の判定に関する明細書
別表十七(三)付表二	統括会社及び被統括会社の状況等に関する明細書
別表十七(三の二)	特定外国子会社等に係る部分課税対象金額又は個別部分課税対象金額の計算に関する明細書
別表十七(三の三)	特定外国子会社等の課税対象金額等に係る控除対象外国法人税額又は個別課税対象金額等に係る個別控除対象外国法人税額の計算に関する明細書
別表十七(三の六)	特殊関係内国法人の状況等に関する明細書

4. グループ通算制度に関する法人税 R4 の対応方針について

※以下は既にご案内している内容です。

令和2年度税制改正において連結納税制度が見直されて新設のグループ通算制度へ移行することとなり、令和4年4月1日以後開始事業年度から適用されることになりました。

連結納税制度は親会社が代表して申告・納税を行う「一体申告方式」に対し、グループ通算制度では親会社、子会社の各法人が申告・納税を行う「個別申告方式」になります。

グループ通算制度の適用を受けようとする場合は国税庁長官の承認を受ける必要がありますが、連結納税の承認を受けている法人は原則的にグループ通算制度が適用されます。

法人税 R4 では連結納税制度による申告はシステム適応外としており、移行されるグループ通算制度による申告につきましてもシステム適応外となります。(対応は行いません。)

(グループ通算制度の個別申告方式の申告と、法人税 R4 の対象である単体納税制度による申告では税額計算の過程が異なります。)

以上、よろしくお願いたします。